

浄化槽で快適な生活ときれいな水を未来のために
汲み取り便所・単独浄化槽を使用している方々へ

水環境を守る合併処理浄化槽を設置しませんか

合併浄化槽は、きれいな水にして
自然へもどす処理施設です。

新しく合併
処理浄化槽を
設置する。

単独浄化槽を
合併処理浄化
槽へ入替する。
(裏面参照)

長年使用し
壊れている合併
処理浄化槽を
入替する。



浄化槽の維持管理費用は設置者(浄化槽使用者)の負担となります。

浄化槽で最上の清流 絶やさず孫へ

対象期間延長

令和13年3月31日まで!

☎32-0651 迄連絡下さい。
ご自宅へ相談・説明に伺います。

最上町役場 建設水道課 建設整備室
TEL:0233-43-2111(代) FAX:0233-43-2345

お問い合わせ・
相談窓口

浄化槽設置及び維持管理を町に代わって行います。

最上町浄化槽整備株式会社

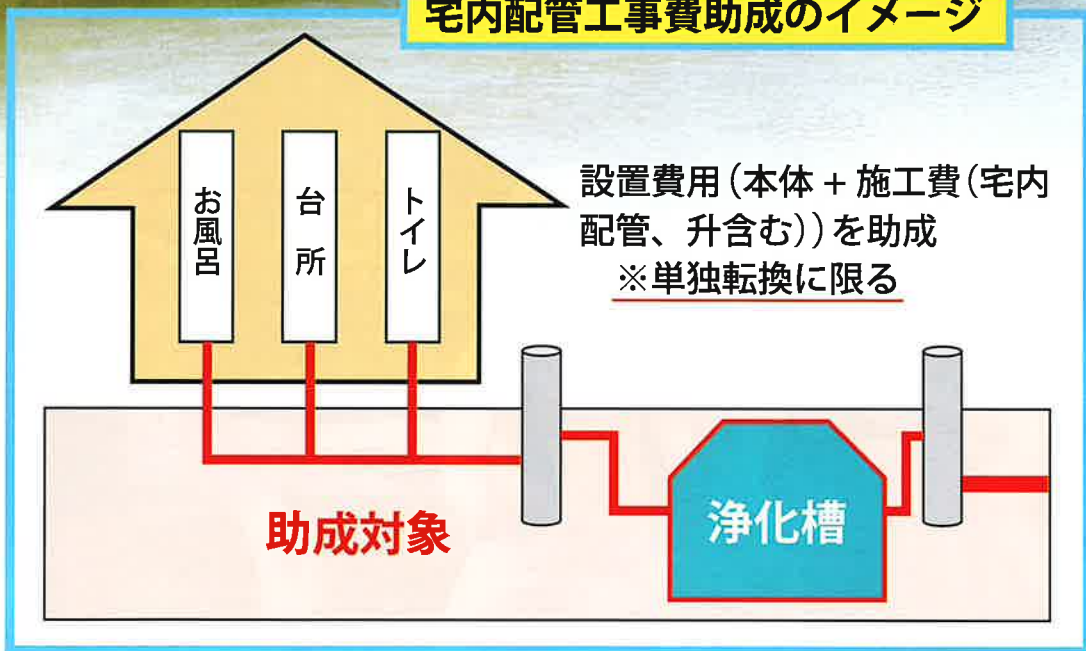
最上町大字向町 584 もがみ南部商工会館内

TEL:32-0651 FAX:32-0652

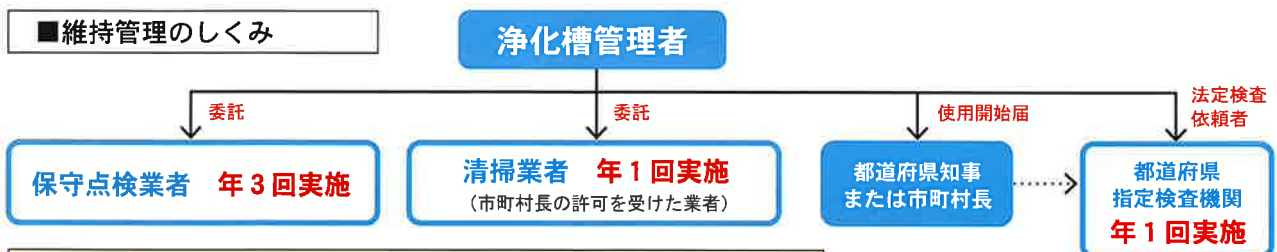
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ

一部宅内配管工事費に対する助成制度があります。

宅内配管工事費助成のイメージ



■維持管理のしくみ



○浄化槽使用料金に、全て含まれます。

浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するために行われます。

- 対象・単独転換に係る掛かり増しの宅内配管工事費
- ・合併浄化槽流入管(トイレ、台所、お風呂等からの排水)、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の一部(上限有)

対象事業の助成 宅内配管工事費

詳細については、最上町役場建設課。最上町浄化槽整備(株) 電話 32-0651 まで連絡下さい。浄化槽設置全般についての説明等は希望日にお伺い致します。